

瑞浪市 一般廃棄物処理

概要版

基本計画（第1次中間見直し）



令和7年3月 瑞浪市



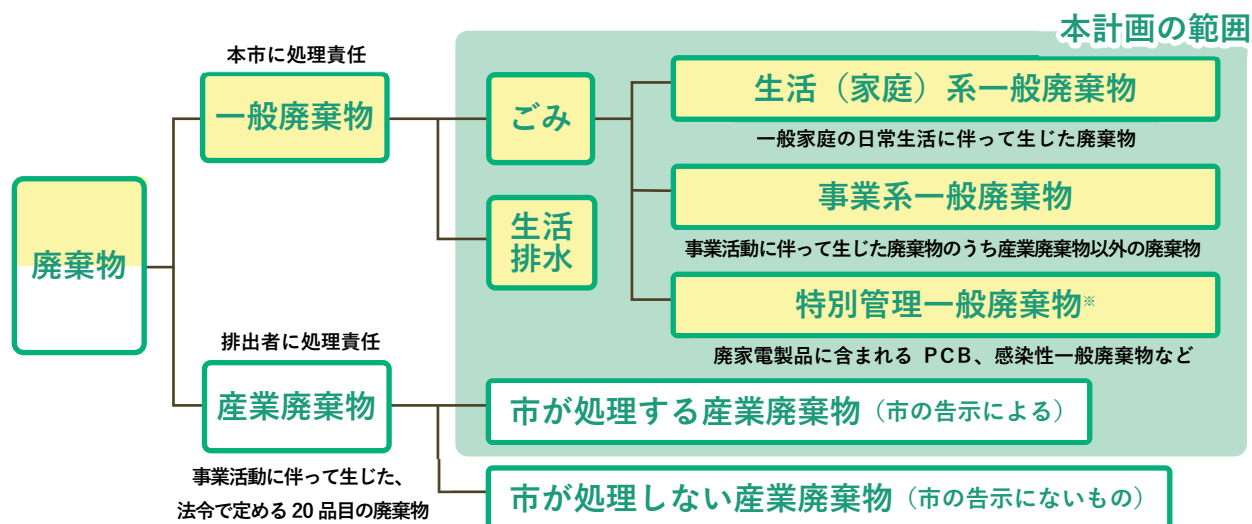
一般廃棄物処理基本計画

01 一般廃棄物処理基本計画とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項により策定する計画であり、長期的な視点に立ち「ごみの減量・資源化・適正処理」や「生活排水対策」等の施策を推進するための計画です。

02 計画で扱う廃棄物の範囲

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分されますが、本市が統括的な処理責任を有する一般廃棄物と、本市の告示により一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を本計画の範囲とします。



03 計画の目標年次

本計画の目標年次は令和2年度より15年後の令和16年度とし、第1次中間目標年次として5年後の令和6年度、第2次中間目標年次として10年後の令和11年度を設定します。



なお、計画は5年ごとに見直すこととしますが、社会経済情勢の変動があった場合や、国や岐阜県における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変更が生じた場合にはその都度見直しを行います。





04 計画の目標達成状況

数値目標を定めた項目の目標達成状況は、以下に示すとおりです。

項目	単位	目標			実績値
		R6	R11	R16	R5
1人1日あたりごみ総排出量	g/人・日	987	942	882	941
1人1日あたり家庭系ごみ排出量	g/人・日	515	481	438	535
事業系のごみ排出量	t/年	3,710	3,334	2,939	3,700
リサイクル率	%	25.1	26.5	28.0	18.7
最終処分量	t/年	1,607	1,437	1,240	1,495

05 ごみ処理基本計画の基本的方針

総合計画に示される「幸せ実感都市みずなみ 〜いっしょに創ろう夢ある未来〜」を基本理念に掲げ、「**ごみの排出抑制**」「**資源化の促進**」「**廃棄物の適正処理**」の3つの基本方針により、18の施策を実施していきます。

06 数値目標

1人1日あたり **ごみ総排出量**を、
令和11年度に **942 g/人・日**以下
令和16年度に **882 g/人・日**以下とします。

リサイクル率を、
令和11年度に **26.5%**以上
令和16年度に **28.0%**以上とします。

1人1日あたり **家庭系ごみ排出量**を、
令和11年度に **481 g/人・日**以下
令和16年度に **438 g/人・日**以下とします。

最終処分量を、
令和11年度に **1,437 t**以下
令和16年度に **1,240 t**以下とします。

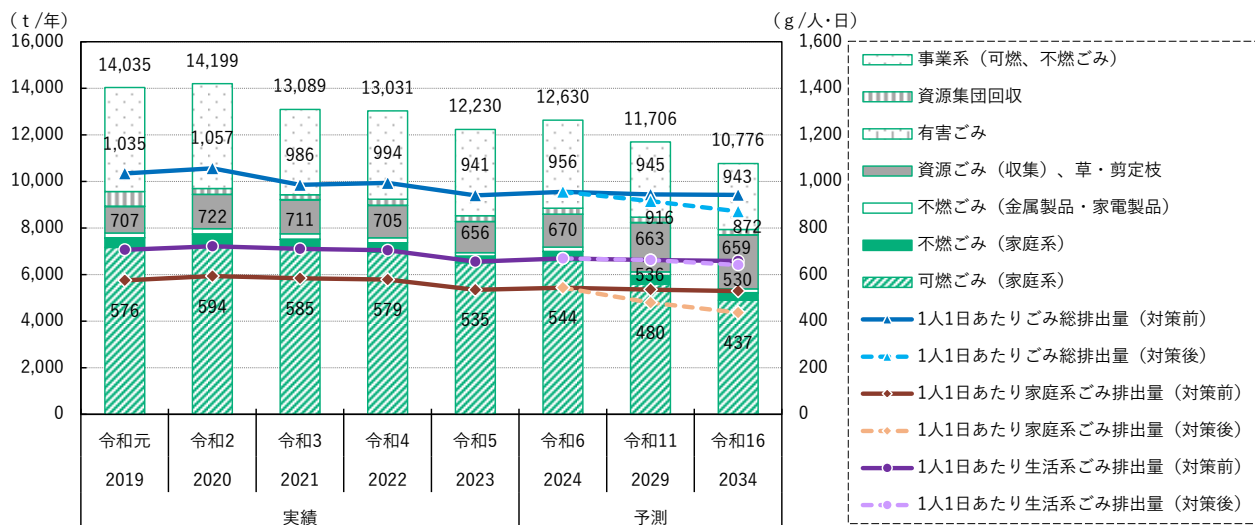
事業系ごみ排出量を、
令和11年度に **3,334 t**以下
令和16年度に **2,939 t**以下とします。



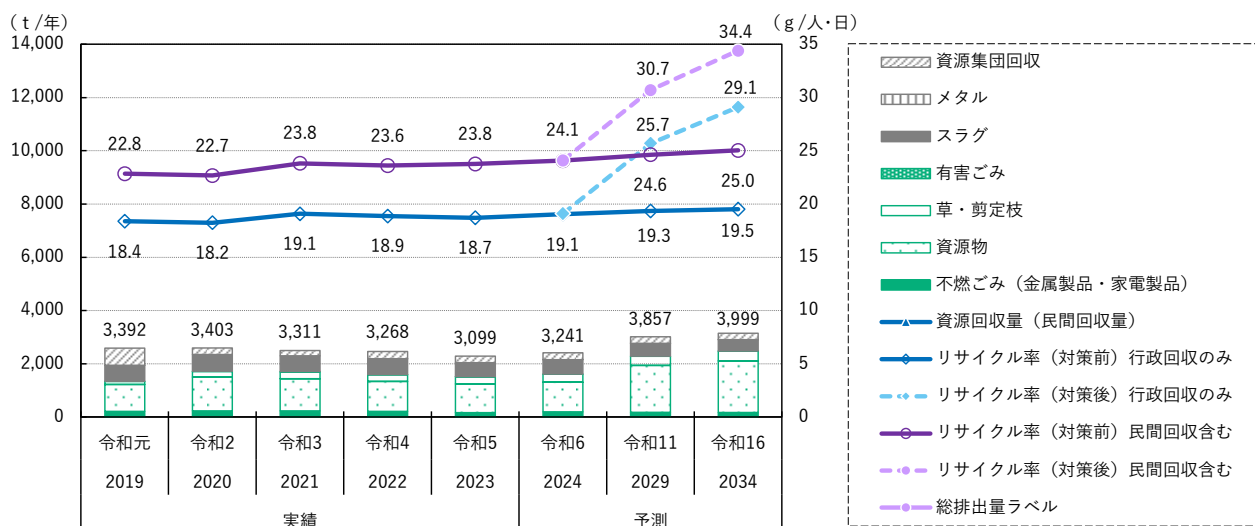


ごみ処理基本計画

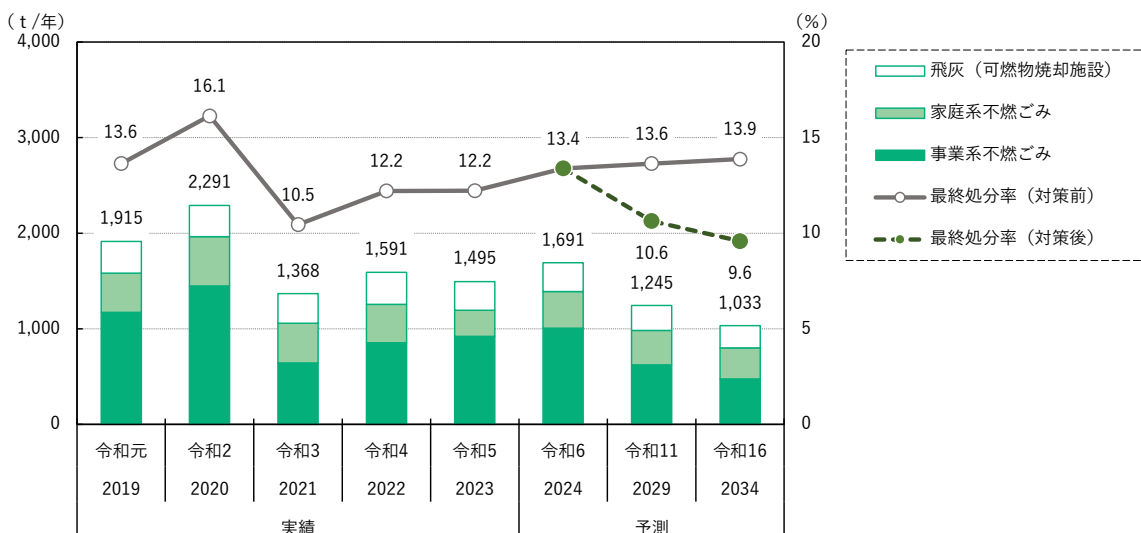
(1) ごみ総排出量の将来予測



(2) リサイクル率の将来予測



(3) 最終処分量の将来予測



07 目標達成のための施策



基本方針 1 ごみの排出抑制

施 策	取組内容
ごみ処理手数料の適正化	平成 19 年度の手数料改定以降における消費税の増税等の影響を考慮し、手数料の最適化を図ります。特に事業系ごみに対して見直しを行います。
環境出前講座（ごみの分け方・出し方）の実施	自治会をはじめ、各種団体の要望に応じ、環境出前講座を実施します。
マイバッグ、マイボトル、マイ箸などの使用の推進	マイバッグ、マイボトル、マイ箸などの使用の推進について広報誌・ホームページなどにより PR します。
分かりやすいごみカレンダー、ごみ分別冊子の作成	毎年、ごみカレンダー、家庭ごみの分け方・出し方便利帳を作成し、ごみの減量化・資源化について啓発します。
市の処理する産業廃棄物の見直し	現在、市が処理している産業廃棄物の種類の見直しを行います。
食品ロスの削減	賞味期限（おいしく食べることができる期限）と消費期限（期限を過ぎたら食べない方がよい年月日）の違い等について啓発し、食品ロスの削減を図ります。
生ごみの減量方法の啓発と検討	生ごみの発生量を抑制するため、家庭で行える減量方法の周知啓発を行うとともに、対策について検討します。



基本方針 2 資源化の促進

施 策	取組内容
資源集団回収の促進	小中学校 PTA 等が実施する資源集団回収について、促進を図るための検討を行います。
資源ごみリサイクル率の向上	資源ごみの分別について、広報誌・ホームページ等により更なる啓発を行い、リサイクル率の向上を図ります。特に古紙類の資源化を積極的に推進します。
使用済小型家電回収品目の適正化	使用済小型家電の収集品目を見直し、適正な再資源化、及び処理を推進します。
刈草や樹木の剪定枝等の堆肥化による農業等への還元・利用	刈草や樹木の剪定枝等について、堆肥化による農業等への還元を行い、利用促進を図ります。
再使用できる廃棄物の再利用の促進	再使用できる廃棄物について、民間企業等と連携することでリユースの促進を図ります。



基本方針 3 廃棄物の適正処理

施 策	取組内容
ごみ処理施設の適切な運営	可燃物焼却施設から排出されるガスなどについて排出基準を遵守します。エネルギーを効率的に利用し、適切に運転管理します。
ごみ処理施設の長寿命化	不燃物最終処分場の延命化を図ります。
廃棄物の減量化	産業廃棄物の搬入量を制限する総量規制を実施することで、減量化を図ります。
廃棄物減量等推進審議会の継続	廃棄物減量等推進審議会を定期的に開催し、ごみの減量化・資源化を推進します。
野焼きに対する指導	野焼きについて、違法行為であることを啓発するとともに、助言・指導を行います。
不法投棄防止のパトロールの実施と監視の強化	環境パトロールを実施し、不法投棄されやすい場所に啓発看板を設置するなど対策を検討します。 各自治会に、ポイ捨て禁止などの看板を配布します。 また、広報誌、ホームページなどによりポイ捨て、不法投棄防止について啓発を行います。



生活排水処理基本計画

08 計画の目標達成状況

下水道及び農業集落排水への接続と、合併処理浄化槽への転換により、単独処理浄化槽及びくみ取りの世帯から排出される未処理の生活排水の削減を進めました。

項目	単位	目標			実績値
		R6	R11	R16	R5
生活排水処理率	%	86.0	90.6	95.8	83.1

09 生活排水処理基本計画の基本的方針

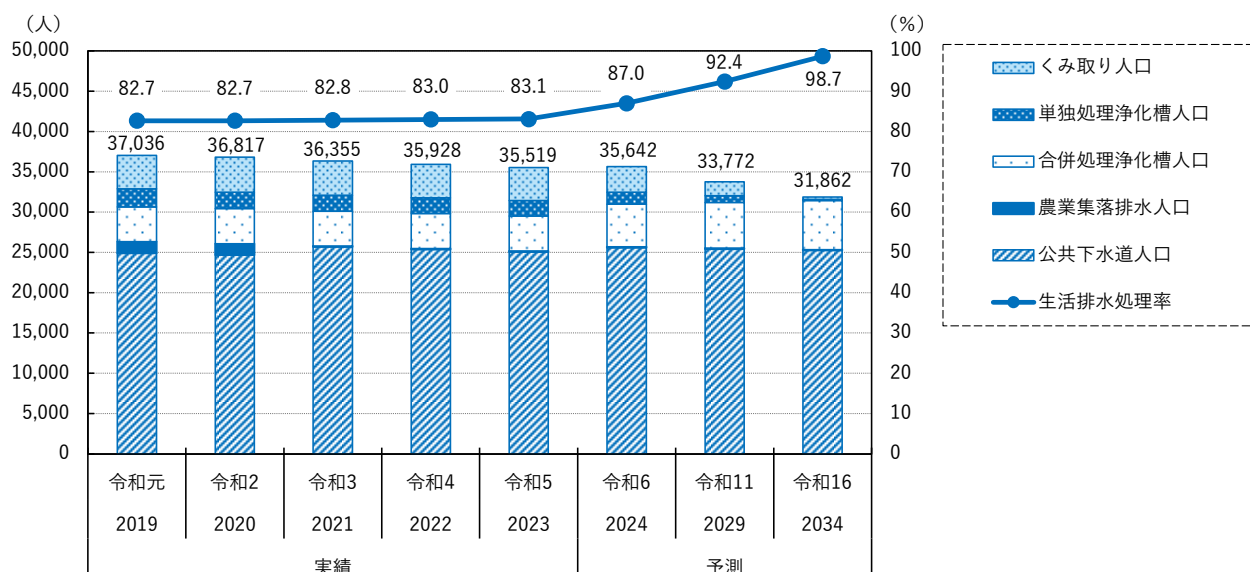
第7次瑞浪市総合計画“基本計画”は、令和15年度を目標とした、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、自治体運営における最上位の計画となるものです。

生活排水処理基本計画においても、総合計画と共通の理念をもってあたることが望ましく、第7次瑞浪市総合計画“基本計画”を踏襲し、持続可能なまちづくりを目指すための方針及び課題・方向性を次のとおりとし、適切な生活排水処理を進めていきます。

- 下水道施設の計画的な更新
- 計画的な水洗化の促進
- 経営の健全化

10 生活排水処理の数値目標

生活排水処理率を、
令和11年度に **92.5%**以上
令和16年度に **98.7%**以上とします。



生活排水処理基本計画



11 目標達成のための取り組み

下水道及び農業集落排水への接続率の向上と合併処理浄化槽への転換を進めます。
また、下水道施設の老朽化対策に併せ、耐震化を計画的に進めます。

(1) 接続率の向上

下水道等への接続には、トイレ・台所などの水回りの改造費が嵩むことから、接続の最大の阻害要因となっていると考えられます。このような理由でお困りの方に対しては、下水道等への接続工事資金の融資あっせん及び利子補給制度により経済的な支援を行います。

(2) 合併処理浄化槽への転換

合併処理浄化槽の設置及び、設置に伴う単独処理浄化槽やくみ取り槽の撤去、増築を伴わない既設住宅で合併処理浄化槽へ転換する宅内配管工事に対しても補助金を交付することで転換を進めてきました。

今後にも必要に応じた制度見直しと効率的な制度運用を図ることで、合併処理浄化槽への転換を促します。

(3) 下水道施設の老朽化対策

下水道事業では、ストックマネジメント計画に基づき老朽化対策を進めています。

一時的に建設改良費が増加しないよう年度毎の平準化を図るとともに、財政計画とも整合性を図り改築・更新を進めます。

改築・更新に際しては併せて耐震化を前提に工事を実施します。

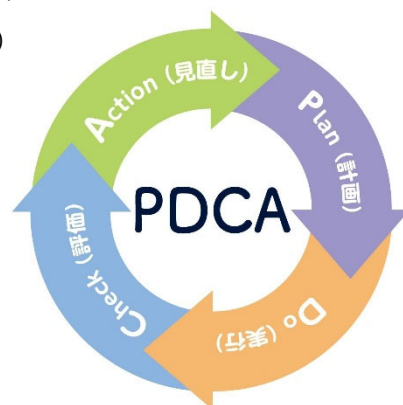
また、国の交付金事業を最大限に活用するとともに、新技術の導入検討などコスト削減に努め、安定的かつ継続的な下水道事業経営を進めます。

一般廃棄物処理基本計画



12 計画の推進

市民・事業者・行政の協働により計画を推進し、PDCA サイクル「計画」(Plan)・「実行」(Do)・「評価」(Check)・「見直し」(Action)で継続的に本計画の点検・見直し・評価を実施します。



瑞浪市一般廃棄物処理基本計画（第１次中間見直し）

令和７年３月

発行：瑞浪市

編集：経済部環境課・クリーンセンター

建設部上下水道課・浄化センター

岐阜県瑞浪市上平町１丁目１番地（代表）

0572-68-2111（代表）